

# 総務常任委員会

平成26年12月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	嶋田 善行	小野 隆雄
木澤 正男		
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

## 3. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、辻委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、小城町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、木澤委員、辻委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案（1）議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページに付けております要旨をごらんください。

水防法、昭和24年法律第193号の改正に伴い、本法を引用する条項の整理を行うとともに、会議が成立するための定足数及び会議の議決要件を定めるなど所要の改正を行うものでございます。

次に、1. 主な改正内容についてであります。

(1) 所掌事務、第2条第2項関係についてであります。水防法の改正に伴い、本法を引用する条項の整理を行うものでございます。

(2) 会長及び委員、第5条関係についてであります。会議の招集、会議の定足数及び会議の議決要件について定めるものでございます。

次に、2. 施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第35号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 別にこういうふうに変更されることは何ら異議ないんですけども、これがまあだからこういうふうな、会議の成立要件がなかったこれまでの会議の中で、過半数未満での出席で会議をされたってというような状況があったのかどうか、その点だけちょっと確認したいと思います。

総務課長 改正前の第5条のほうにおきまして、防災会議の維持とかその他の防災会議運営に関して必要な事項は会長が防災会議に諮って定めるということで決めております。基本的には会議の過半数以上をもって会議の成立としておったということでございます。

委員長 そういう条件でされていたんですけども、過去に過半数以下の人数でされていたか、実績について、黒崎課長、お願いします。

総務課長 そういった事例はございませんでした。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、また、(3) 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案は、斑鳩町生涯学習推進協議会の廃止に伴う所要の改正でありますので、一括議題といたします。

なお、各課報告事項の(1) 斑鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止する規則については、関連いたしますので、合わせてご説明をお願いいたします。

それでは、理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 付託議案、(2) 議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、(3) 議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、そして、3番、各課報告事項の中の(1) 斑鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止する規則について、関連がございますので、まとめて説明をさせていただきます。

初めに、資料2の斑鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止する規則の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

斑鳩町生涯学習推進協議会につきましては、平成3年度に設置要綱により設置され、その後、地方分権一括法の施行に際し、設置根拠を斑鳩

町附属機関設置条例により規定したことにより、設置要綱は廃止し、本規則を制定し、現在に至っているところであります。

斑鳩町生涯学習推進計画策定等のため設置いたしました本協議会でありますけれども、平成24年度の当該計画の策定の際も社会教育委員会議で審議し、今後の進捗管理等につきましても社会教育委員会議で審議することとしたこと、また、本協議会と社会教育委員会議の所管事項については重複する箇所がございますことから、事務の効率化を図るため整理・統合を行うこととしまして、本協議会を廃止するものであります。

次に、議案第36号をごらんいただけますでしょうか。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

それでは、議案書の後ろから2枚目の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

先ほどの斑鳩町生涯学習推進協議会の廃止に伴いまして、別表内の同協議会の項を削除するものであります。

続きまして、議案第37号をごらんいただけますでしょうか。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

それでは、同様に議案書の後ろから2枚目の新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

議案第37号につきましても同様に、別表内の第41項であります同協議会の項を削り、以降の項を1項ずつ繰り上げるものであります。

なお、斑鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止する規則の公布日につきましては、議案第36号及び議案第37号と同日といたします。

以上で、議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、そして、資料2斑

鳩町生涯学習推進協議会規則を廃止する規則についての説明とさせていただきます。

いずれの議案等につきましてもご理解を賜りまして、原案どおりご可決等いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 平成3年にこの生涯学習推進協議会が始まったと、今、説明で聞きましてんけど、そのときに社会教育委員会議はあったのですか。そのあたりは、ちょっと教えていただけますか。

生涯学習  
課長 当時も社会教育委員会議はございました。

伴委員 今の説明では、結局、この社会教育委員会議で、まあ言えば、協議する内容になってきているので、まあ言えば、これ、もう廃止するというような感じやったと思いますねんけど、最初はこれ、社会教育委員会議があって、これをつくられたと。この辺の流れ、なぜそうなってきたのか、ちょっともう少し詳しくお願いいたします。

生涯学習  
課長 これ、当時の、発足時の目的として掲げられておりましたのが、最近の社会情勢の変化による学習要求の多様化、高齢化、自由時間の増大、また、学習者の日常生活圏の拡大等に対応していくために、学習情報のネットワーク化を図るとともに、学習者に対する情報の提供等、生涯学習の要請に応えるためということで、当時は別途設置をされたという経緯がございます。

当時の議事録等を見ておりますと、やはり、社会教育委員会議とこの会議との、どういう位置づけでいくのかというところは少し議論はされておったような、これは残ってはありました。

伴委員 最初のときは、まあ言うたら、位置づけがこう2つあって、そしてその意義があってスタートされたと。ところが今現在はもう社会教育委員

会議でやれるからというような感じ。ちょっとわかりにくいんですね。  
これを廃止することに対して、私、反対しているわけと違いまんねんけど、説明として、ああ、なるほどなど、それならこれはもういらんわなというような説明をほしいんですねん。

委員長 清水教育長。

教育長 ちょっと、課長の説明の中にもあったんですけども、要は平成3年にですね、生涯学習推進計画を作成するためにこの協議会を設置したんですけども、社会教育委員会があったものの、別途広くご意見をいただくということで、15人ぐらい、議会の議員さんもみんな入ってもらっている中で、聞こうというか発足はしたんですけども、いろいろな事情の中でですね、実際にできたのは平成24年であった。だから、その間20年間、手つかずの状態が生涯学習推進計画が宙ぶらりんになっていたというのが現実であります。本格的に動き出したのが平成23年度以降の、推進計画策定するために動き出したのが平成23年以降であったわけですけれども、その際には、そういった、今、言う、この協議会を発足させていくのか、社会教育委員会で審議してもらおうのかっていうところ、いろいろちょっと、の中で、この際ですね、入っておられる委員さんの構成メンバーと社会教育委員の構成メンバー、ほぼ重複しているという中で、社会教育委員会もそもそも、も、教育委員会の任免によってつくられている会議であります中でね、その中で十分目的を達成できるんじゃないかということで、別途あえてまたそういった協議会を委員を任命して云々よりも、この際、社会教育委員会のほうでやったほうがスムーズに行くんじゃないかという判断で、この協議会を設けると生涯学習推進計画をつくったということになりまして、一番当初の平成3年と、実際に取りかかった年度に20年ぐらいあいている中でね、そういう時代の変遷があったということでご理解いただければありがたいなと思うんですけども。

伴委員 逆に言うと、これ、20年ほど、まあ言えば宙ぶらりんになっていて、

この、あれですか、協議会ですか、があった。それに対して国の関係があるのかようわかりませんが、やはり必要性というものを考えていただいて、今後、やっていただけたらと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第36号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。

議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案（４）議案第３８号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページに付けております要旨をごらんください。

平成２６年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、平成２６年８月７日に行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員の給与に関する法律、昭和２４年法律第２５２号が一部改正されたことに伴い、この改正に準じて、当町議会の議員の本年度の１２月期の期末手当の支給月数を１．５５月から１．７０月に引き上げる改正を行うものでございます。

また、平成２７年度以降の期末手当の支給月数の配分について、６月期を１．４７５月、１２月期を１．６２５月とする改正を行うものでございます。

次に、１．主な改正内容についてでございますが、先ほどご説明させていただきました期末手当支給月数につきまして、平成２６年度の引き上げの状況及び平成２７年度以降の支給配分の変更の状況についてお示しをいたしております。

次に、２．施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行し、平成２６年１２月１日から適用させていただきます。なお、支給配分の変更につきましては、平成２７年４月１日から施行することとしております。

以上で、議案第３８号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、

よろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第39号 斑鳩町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案(5) 議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページのほうに付けております要旨をごらんください。

斑鳩町特別職報酬等審議会の会議の議決要件等を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容についてであります。

(1) 会議、第5条関係についてであります。会議の議決要件等について定めるものでございます。

次に、2. 施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第39号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これにつきましても、先ほどの会議の成立の要件の改定で、これ改定されること自体は特に異議はないんですけども、これについても、開催ですね、ちょっと私もよくわからないんで教えてほしいんですけども、いろいろまあ、人勧などの関係から議会のほうの議員の報酬にもかかわるような、報酬の改定が検討される際にはこういうふうに報酬審議会、そのときに開かれるのかなっていうふうに思っていますけども、定期的はこの報酬審議会というのは開かれているんですかね。

総務課長 特別職ですね、特別職の報酬を変更しようとするときに、随時審議会のほうを開催させていただいております。

木澤委員 それは国のほうから人勧なんか出たときに随時っていうのはわかるんですけど、そうじゃなくて、例えば2年に1回だとか、定期的な開催っていうのはあるんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 先ほど課長が申しあげましたように、改定をする必要が生じた場合と

ということでございますので、国の関係でいろいろ引き下げ等が行われたときにはどうしようかということで開くときがございますけど、今現在は、平成18年に開いて、その後は開いておりません。今、町長、副町長、教育長は給与の減額もしておりますので、その点いろいろな近隣市町村との均衡もございますし、今は開いていないという状況でございますけど、今後、社会情勢も変わってきておりますので、開催はまた今後検討していきたいというふうに考えております。

木澤委員 今、平成18年に開いて、それ以降は開いていらっしゃらないということでしたけど、それ以降も特別職の報酬の改定というのはあったかと思えますけど、人勧の関係では開かないということですか。

総務部長 その後については、人勧の関係はございません。ボーナス等はございましたけども、手当関係はございましたけども、報酬あるいは給料に関しては出ておりません。人勧の関係、出ていません。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 先ほどの35号でしたか、も同じような感じで文言の整理しておられるんですけど、これは上位法が変わったから文言の整理しておられるのか、それとも、どう言うんですか、見直して、何か足らんなどということでしょうか、そういうふうに変更になったのか、そこら辺、ちょっとわかりませんので。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 審議会の会議のですね、条件につきまして、以前は、審議会が会長が招集するということになっておりましたが、今回、会長が招集し、その議長となるということで、その議長の文言を。

(「全体で言っではるねん」と呼ぶ者あり)

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時24分 休憩 )

( 午前9時25分 再開 )

委員長 それでは再開をいたします。

ただいまの嶋田委員の質疑に対して、理事者の答弁を求めます。

黒崎総務課長。

総務課長 会議等の開会要件等につきまして、監査委員さんからのご指摘がございまして、会議につきましてはその過半数で決する、会議の議決要件について記載がなされていないところがございますので、そういったところについて一括見直して、今回、追加で改正をさせていただいたものでございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第40号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅

費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案（６）議案第４０号 特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさ  
せていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の要旨をごらんいただきながら  
ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページの  
ほうに付けております要旨をごらんください。

平成２６年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、平成２６年  
８月７日に行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職  
員の給与に関する法律、昭和２４年法律第２５２号が一部改正されたこ  
とに伴い、この改正に準じて、当町の特別職の職員で常勤のものの本年  
度の１２月期の期末手当の支給月数を１．５５月から１．７０月に引き  
上げる改正を行うものであります。

また、平成２７年度以降の期末手当の支給月数の配分について、６月  
期を１．４７５月、１２月期を１．６２５月とする改正を行うものであ  
ります

次に、１．主な改正内容についてであります。先ほどご説明させて  
いただきました期末手当支給月数につきまして、平成２６年度の引き上  
げの状況及び平成２７年度以降の支給配分の変更の状況につきましてお  
示しをいたしております。

次に、２．施行期日についてであります。この条例は公布の日から  
施行し、平成２６年１２月１日から適用させていただきます。なお、支  
給配分の変更につきましては、平成２７年４月１日から施行することと  
いたしております。

以上で、議案第４０号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案(7) 議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最後に付けて

おります要旨をごらんください。

平成26年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が、平成26年8月7日に行われ、一般職の職員の給与に関する法律、昭和25年法律第95号が一部改正されたことに伴い、この改正に準じて、当町の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

次に、1. 主な改正内容についてであります。

(1) 給与表の改定についてであります。給与表について、平均0.3%の引き上げを行うものでございます。

次に、(2) 交通用具使用者に係る通勤手当の額の改定についてであります。交通用具使用者に係る通勤手当の額を、使用距離の区分に応じて100円から7,100円の幅で引き上げるものでございます。次の表は、使用距離の区分ごとに改定の状況をお示しをいたしております。

次に、(3) でございますが、勤勉手当の支給率の改定についてであります。本年度の12月度の勤勉手当の支給率を、一般職にあつては0.15月、再任用職員にあつては0.05月引き上げるものでございます。

また、平成27年度以降の支給配分については、次の表のとおりであります。裏面をごらんください。平成26年度の引き上げの状況及び平成27年度以降の支給配分の変更の状況についてお示しをいたしております。

次に、2. 施行期日についてであります。 (1) 給料表の改定及び(2)の交通用具使用者に係ります通勤手当の額の改定につきましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。

また、(3)の勤勉手当の支給率の改定につきましては、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものであります。なお、支給配分の変更につきましては、平成27年4月1日から施行するものであります。

なお、本議会に上程をさせていただいておりますものは、本年度の人事院勧告の第1段階の民間給与との格差等に基づく給与改定に関するものであります。第2段階の給与制度の総合的見直しといたしまして、

平成27年4月1日からの施行で、給料表の改定では平均2%の引き下げの改定、地域手当の支給率の引き上げ、また、管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大がされますが、これらの改定につきましては、平成27年3月議会に上程をさせていただきたいと考えており、今回の改正につきましては、第1段階のみの改定とさせていただきます。

以上で、議案第41号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 ちょっとこの機会に教えてほしいんですが、この交通用具使用者というのは、これは自転車、バイク、車、これ全部同じような感じの扱いになっておるわけでしょうか。

総務課長 おっしゃっているとおりで、自転車、バイク、車等の交通用具使用者ということでございます。

委員長 小野委員。

小野委員 今に関連質問ですが、交通用具使用者ということは、徒歩で来られる職員はこれは適用されないということ、当然そうなるんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 委員おっしゃるとおりでございます。徒歩で通勤する者は交通用具使用しておりませんので、通勤手当は払っておりません。

小野委員 それとね、交通用具を使用するかしないか、それから、交通用具も自転車も含まれるということですし、自転車で来られる人も車で5キロ未

満で歩いてくる人も、みんな同じ扱い、歩いてくる人は扱いないねんな、自転車で来る人も、それから高級車で来る人も同じような扱いでよろしいんですかね。

総務部長 同じ扱いということで、この定められた金額を支払っていると、距離に応じた金額を支払っているということでございます。

小野委員 定められた金額で払うという、そういう簡単な問題でないと思うんです。やはりそこにね、通勤手段としてね、不公平さが出てくると違うかなど。何のために、その5キロ未満で来る人、2,000円払っているんやと。今は改正ないからね。交通用具使用者に係る通勤手当っていうのはね、これは私は、いろいろな意味で不公平があるんじゃないかなど、そのようにもありますねんけど、何かそういうことで補填しているものはないんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 今、交通用具で質問されております。一方、例えば50キロ、55キロというのは、交通機関使っておられる場合もあります。交通機関の場合は定期代がございますので、当然、定期代のほうが高くなります。ですからそれは働く人の選択の自由だということで、それはこちらから、一番これが安いですからこうしなさいということではなくて、これは本人の意思を尊重した上位法になっておりますので、それでうちも、役場も適用させておりますので。

小野委員 ちょっと先ほどそれているけどね。5キロ未満の人でね、徒歩で来る、健康のためにも徒歩で来ると。その人には支払いできないんでしょ、先ほどのあれやったら。それもその人の自由ですか。その人の選択の自由であるということ。

それとね、このキロっていうのは、ルートキロ数なのか、直線距離なのか、それはどちらですか。

委員長 乾総務部長。

総務課長 これは自宅から役場、勤務先ですね、役場でしたら役場までの経路を、最短距離の経路を使って来られる場合の経路を測定しているという形で、実質の距離ということで、直線ではないということでございます。

小野委員 そこにもね、不公平さっていうんだけどね、先ほどオーバーなこと言いました。高級車でね、大きな車で狭い道走れない。自転車だったら来られると。そのキロ数が、経路ですね、実際の通ってこられるキロ、しかも最短距離やと。例えば、どうしたら、どういうなんがいいかな、狭い道あるでしょ、だからぐるっと回って来んなん、それは最短距離ですよ。普通車、大型車っていうのか、大きな車やったらその狭い道を通れない。それを使って来るということになってきたら、その道順でキロ数が変わる可能性があるねん。そういうこともいろいろ考慮されてますか。細かい話ししますねけどね、やはり選ぶのは職員に任せてあるということなんですがね、それらについてもやっぱりある程度シビアに考えていかなあかんの違うかな、そのように思いますけど、どうなんですか。

総務部長 これは当然国のほうで、国の国家公務員の通勤手当に準じた形で町のほうも定めておりますので、国のやり方といいますか、それを準拠した形でしておりますので、ただいまおっしゃった最短距離の話もございませうけど、当然本人が通行のしやすい、あるいは混まないところを来られるということも当然あるんですけど、そうなると、その日によって距離が当然変わってくるということになりますので、それはやっぱりきちんと、最短距離で、一番最低の距離ということで計測をして支払いをさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

小野委員 もう一遍しつこく言いますが、国の、その辺に準拠した。運用するのは斑鳩町です、斑鳩町で。だから私は斑鳩町議会議員ですから、斑鳩

の町ではどのように運用していくんですかと、どのようにしているんですかと聞いていますので、国のそれに準拠という言葉はね、私は当らないと思いますしね、それによって町が運用していくという。今、総務部長がおっしゃっているようにね、やはりそれらのこともありますのでね、やはり、ぴしゃっとこれ、例えば10キロ未満と10キロ以上で、これで、今回600円上がって、やっぱり3,000円近い金が違うんやからね、そこらはしっかりと見てもらいたいなど、そのように思いますので、しっかりと見てください、それだけです。お願いします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回のこの給与改定ですね、引き上げの方向で人勧も第1段として出るということで、議案に対して特に異論はないんですけども、国のほうが第2段階でまたややこしいことをしようとしているということについては、よく理解できないんですけども、それはまた3月議会で議論させてもらおうとして、今回、一般職の職員さんと再任用職員についてはこういうふうに引き上げを適用するというふうになっていますけど、それ以外の方ですね、臨時職員さんとか、あとちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけど、現業の職員さんとか、一般職とこの再任用の方以外の区分っていうんですかね、ていうのはどういうものがあるって、そこはどう、適用はどうなるのかっていう、その点についてお尋ねします。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今、職員の中で一般職あるいは技能労務職とか幼稚園教諭とかね、保育師とかございますけれども、そういった職種に限らず、もう同じ給料表を使っておりますので、全ての正規職員にはこの今の改正が適用されるということでございます。それで、再任用は当然60歳を退職されて再び雇用すると、採用するというところでございますので、その職員については再任用職員のところを適用していくということでございます。

臨時職につきましては、当然、臨時職の要綱がございまして、取扱要

綱がございますので、その要綱に基づいて支給させていただくということでございます。

木澤委員 現業等は一般職に含まれるということですが、臨時職員さんはこの給与表とは別になるんですね。だから、そこはそれに基づいてっていうことは適用はされないってことなんですかね。

総務部長 これは正職だけでございますので、臨職につきましては別の要綱がございますので、これは適用されないということでございます。

木澤委員 結局また、上がって下がってということで、になるのかもしれませんが、やはり臨時職員さんのほうがですね、支給割合的に言うたら、金額的にも低いんですね。もともとから同じような、同一賃金、同一労働ということで、今、臨時職員さんももう正職員さんと変わらないような働き方をしている状況の中で、きちっとやっぱり引き上げについても同様に行っていくべきじゃないかなというふうに思います。だからといって別にこの議案に反対するわけじゃないですけども、今回この議論をする中で、あわせて意見として申しあげておきたいと思えます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 確認なんですけども、この要旨の一番最後に書かれているあれで、この引き上げは26年4月1日から適用しますと、4月にさかのぼって改定されるという考えでええわけですね。

総務部長 そのとおりでございます。4月までさかのぼってということで一定のご理解をお願いします。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の(2)斑鳩町学校週5日制実施推進委員会運営規則を廃止する規則については、本条例と施行規則の関係ですので、あわせて説明をお願いいたします。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、1. 付託議案、(8)議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例について、そして、3. 各課報告事項、(2)斑鳩町学校週5日制実施推進委員会運営規則を廃止する規則について、関連がございますので、まとめて説明をさせていただきます。

なお、この議案につきましても、監査委員さんからの例規の改正もれについての指摘を受ける中、廃止ができておりませんでしたことから、今議会において上程をさせていただいたものであります。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教委総務

それでは、最終ページの要旨をもって説明をいたします。要旨をごら

課長

んください。

斑鳩町学校週5日制実施推進委員会の所期の目的を達成し、同委員会設置の必要性がないことから、本条例を廃止するものであります。

1. 施行期日、公布の日から施行をいたします。

次に、資料3をごらんください。

斑鳩町学校週5日制実施推進委員会運営規則を廃止する規則についてでございます。次のページの要旨をもって説明いたします。要旨をごらんください。

斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例の廃止に伴い、本規則を廃止するものであります。

1. 施行期日、公布の日から施行します。

この学校週5日制でございますが、子どもの生活にゆとりを与え、子どもを学校から家庭や地域に帰すことが第一義的な趣旨でございました。当時の文部省におきましては、地域の教育力の活用や家庭及び地域社会との連携・協力を一層推進するように通知をいたしております。これを受けまして、スポーツ活動など多様な活動をですね、促進するため、PTA、子ども会、自治会、体育協会、学校、また議員の皆さま、行政関係者等の幅広い分野から委員を募りまして協議等を行う必要がございました。このことから、同委員会につきましては、学校週5日制実施上の基本的事項やその方策及び諸課題解決等につきまして研究・協議を行うことを目的に、平成4年に設置されたものであります。

そして、この週5日制の実施については、同委員会におきましてさまざまな研究・協議が行われるとともに、家庭や地域等の理解と協力によりまして、平成4年度の2学期から第2土曜日で、平成7年度からは第2・第4土曜日で、そして平成14年度からは全ての土曜日において実施されております。

当初は、平成14年度に、完全に週5日制が実施された以降も、必要であればこの委員会を開催する予定をしておりましたが、制度の定着が図られており、その後、同委員会については開催をいたしておりません。

こうしたことから、現在、その設置の必要性がないということから本条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第43号 斑鳩町学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例について、資料3、斑鳩町学校週5日制実施推進委員会運営規則を廃止する規則についてのご説明とさせていただきます。

いずれの議案等につきましてもご理解を賜りまして、原案どおりご可決等いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 私は閉会中の委員会でいろいろこの条例のことについても話しさせてもらって、ちょうどこの週5日制実施推進委員会のことを引き合いに出したので、また、いろいろ教育長からも説明を受けました。今、課長から、14年から一応定着してきた。だけど、今まで開く必要があるかわからないということで残してあったということで、そういう説明も受けました。それはそれでいいと思うんですがね。それで、先ほどからちょっと、いろいろ話にも出ていますが、宙ぶらりんになった時期かとか、そういうこともありますのでね、できたらそういうように、今の課長のように説明していただいて、なおその上で、監査委員さんから指摘があって再検討した結果、今、こういう条例、廃止する条例を出しているというような、監査委員さんとの関係、その監査委員さんから指摘を受けた結果、監査委員さんから結果受けたけど、それで再度もう1度検討した、そしてそういう結論になったというようなことでよろしいんですね。そのことを確認させてもらいたいなと思いますので、教育長、お願いします。

委員長 清水教育長。

教育長 今、小野委員さんご指摘のとおりでございます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9) 議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 付託議案、(9) 議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

本条例の一部改正につきましては、議案書の末尾の要旨によりご説明いたします。要旨をごらんいただけますでしょうか。

すこやか斑鳩・スポーツセンターの附属設備器具使用料について、ソフトバレー及びフットサルの用具を新たに定めるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、改正文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第44号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これ、今回新たに、整備はされていたということなんですけど、これまでもこの用具を使用された場合は、使用料を取っておられたっていうことですかね。

生涯学習課長 これまでも料金のほうはいただいております。このソフトバレーにつきましては、バドミントンの用具に近いということで、その関係と、まあプラスアルファということもございましたが、300円というのを従来から取っております。それからフットサルにつきましては、ハンドボールのゴールを实际使っておられましたので、ハンドボールの料金をいただいております。この件につきましては、先ほどもございましたが、監査委員さんの指摘もございまして、今回、明文化するということでございます。以上です。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
よって、議案第44号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
次に、(10) 議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習 それでは、1. 付託議案、(10) 議案第45号 史跡中宮寺跡整備

課長 検討委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。  
初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生涯学習 本条例の一部改正につきましては、議案書の末尾の要旨によりご説明  
課長 いたします。要旨をお願いいたします。

史跡中宮寺跡整備検討委員会の会議の定足数を新たに定めるため、所  
要の改正を行うものでございます。

これにつきましても、監査委員さんからのご指摘によるものの対応で  
ございます。

改正文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第45号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改  
正する条例についての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、  
原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご  
ざいませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、当委員会として満場一致で可決す  
べきものと決しました。

次に、(11) 議案第49号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案（１１）議案第４９号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。  
まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページにつけております要旨をごらんください。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律、平成２６年法律第２８号の一部の規定が、平成２６年１２月１日から施行され、児童扶養手当法、昭和３６年法律第２３８号の規定の一部が改正されたことに伴い、児童扶養手当法を引用する条項の整理を行うものでございます。

次に、改正内容についてであります。付則第５条において、児童扶養手当法の改正に伴い、本法を引用する条項の整理を行うものでございます。

次に、２．施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行し、平成２６年１２月１日から適用することとしております。

以上で、議案第４９号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(12) 議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号) につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

企画財政  
課長

それでは、本補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金の第2節障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから2,100万円の増額を、第4節児童手当負担金では、児童手当の支給対象児童が当初見込みを上回ることから、児童手当交付金121万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、第2目民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第3節障害福祉費負担金で1,

050万円の増額を、また、第5節児童手当負担金では、39万4千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項県補助金では、第1目総務費県補助金の第1節総務費補助金で、JR法隆寺駅周辺防犯協議会が行う地域防犯力の向上・強化事業について、その支援に当たって県の補助制度を活用することから、その補助金100万円の増額と、後年度における財政負担の軽減を図るための町債の繰上償還について、県の市町村財政健全化支援事業に採択されたことから、その補助金390万円の増額補正をお願いするものであります。

第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金では、旧北庁舎において進めている民間保育所整備の支援について、国の待機児童解消加速化計画に採択され、補助率が2分の1から3分の2にかき上げされたことから、2,745万2千円の増額補正をお願いするものであります。

第4目農林水産業費県補助金の第1節農業費補助金では、被災農業者向け経営体育成事業補助金について、県補助分の上乗せ補助が決定したため、291万1千円の増額と、本年4月に施行された改正農地法により、農地台帳システムの管理項目に新たな項目が追加等され、このシステム改修に対して補助金が交付されることから、その補助金108万円の増額補正をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。

第3項県委託金では、第1目総務費県委託金の第5節選挙費委託金で、奈良県知事・議会議員選挙費委託金659万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第2節福祉費寄附金で9万5千円、第3節都市計画費寄附金で7万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、平成25年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算交付を受けることから、148万1千円の増額補正をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第21款町債、第1項町債では、第3目土木債の第4節公的資金借換債（公営住宅建設事業分）で、後年

度における財政負担の軽減を図るため、県の市町村財政健全化支援事業を活用し借り換えを実施することから、2,830万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる内容となっております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。本補正予算では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。

恐れ入りますが、28ページから29ページにかけての補正予算給与費明細書をごらんいただけますでしょうか。

人件費にかかる補正額は、28ページの比較の合計の欄であります。特別職では、長等で31万8千円の増額、議員で88万9千円の増額、その他の特別職で20万6千円の増額となっております。

また、一般職では、29ページの上段の表の比較の合計の欄でございますが、給与費と共済費をあわせまして1,497万5千円の増額となっております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りいただけますでしょうか。

それでは、主な歳出の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、第1款議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、12ページから13ページにかけての第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、人件費の補正と、当初見込みより、臨時職員の雇用がふえたことから、第4節共済費の社会保険料等11万9千円、第7節賃金636万3千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目防犯対策費では、歳入で申しあげましたとおり、地域防犯力の向上・強化事業について支援してまいりたいことから200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、13ページから14ページにかけての第2項徴税费、第3項戸籍住民基本台帳費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第4項選挙費では、第5目奈良県知事・議会議員選挙費で、こ

の選挙の執行費用659万3千円の増額補正をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第6目斑鳩町議会議員選挙費では、この選挙の執行費用12万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6項監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で人件費の補正と、第25節積立金で、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち福祉基金への積み立てを希望された6万円の増額と、第28節繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正により274万円の減額補正をお願いするものであります。

第2目国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。

第5目医療対策費では、各助成金が当初見積りを上回ることから、第20節扶助費で570万円の増額補正をお願いするものであります。

第8目障害福祉費では、各事業の給付費が当初見積りを上回ることから、第20節扶助費で4,200万円の増額補正をお願いするものであります。

17ページにお移りいただきまして、第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営費では、第11節需用費で、液化天然ガスの輸入単価の上昇に伴うガス料金の値上げ等により、光熱水費105万円の増額補正をお願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、第28節繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正により90万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、人件費の補正と、次世代育成の充実にいただいたご寄附3万5千円の財源振替をお願いしております。

17ページから18ページにかけての第2目保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

第4目児童手当支給事業費では、第20節扶助費で、児童手当の支給

対象児童が当初見込みを上回ることから200万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費では、第1項保健衛生費、19ページの第2項清掃費で、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

20ページをお開きいただけますでしょうか。

第5款農林水産業費、第1項農業費では、第1目農業委員会費で、歳入で申しあげましたとおり、農地台帳システムの改修が必要となったことから、その費用108万円の増額補正をお願いしております。

第2目農業総務費では、人件費の補正をお願いしております。

第7目地域農政推進対策事業費では、歳入で申しあげましたとおり、被災農業者向け経営体育成事業補助金について、214万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款商工費では、人件費の補正をお願いしております。

21ページにお移りいただけますでしょうか。

第7款土木費、第1項土木管理費では、第1目土木総務費で、人件費の補正をお願いしております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。

第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費で人件費の補正と、第17節公有財産購入費で、いかるがパークウェイ整備にかかる代替地として、町土地開発基金で保有している土地を提供してまいりたいことから、その買戻し費用7,909万4千円の増額補正をお願いしております。

第2目公共下水道費では、第28節繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正により、112万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第7目景観保全対策事業費では、風景・景観の形成にいただいたご寄附7万6千円の財源振替をお願いしております。

23ページにお移りいただきまして、第9款教育費、第1項教育総務費では、第2目事務局費で、人件費の補正をお願いしております。

第2項小学校費では、第2目教育振興費で、県費教員の配置状況等により常勤講師が増員となったことから、第4節共済費の社会保険料等5

7万6千円、第7節賃金551万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第3目保健体育費では、人件費の補正と、正職調理員の退職により臨時給食調理員を雇用したことから、第4節共済費の社会保険料等5万6千円、第7節賃金175万3千円の増額補正をお願いするものであります。

24ページをお開きいただけますでしょうか。

第3項中学校費では、第2目教育振興費で、県費教員の配置状況等により常勤講師が増員となったことから、第7節賃金で450万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第3目保健体育費では、当初短大卒2名で予算措置をしておりましたが、うち1名が大卒の雇用となったことから、第4節共済費の社会保険料等4万7千円、第7節賃金24万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4項幼稚園費、25ページから26ページにかけての第5項社会教育費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第6項保健体育費では、第1目保健体育総務費で人件費の補正をお願いしております。

第4目町民プール運営費では、町民プール管理棟について、来年のオープンまでに耐震化に向けての補強工事を行ってまいりたいことから、2,700万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正をお願いしております。

27ページにお移りいただきまして、第11款公債費、第1項公債費では、第1目元金で、歳入で申しあげましたとおり、町債の繰上償還などを実施することから、第23節償還金利子及び割引料4,966万7千円の増額補正をお願いするものであります。

第3目公債諸費では、第22節補償補填及び賠償金で、繰上償還に要する補償金780万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、1

億5, 263万5千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表繰越明許費補正についてであります。

社会保障・税番号制度システム整備につきましては、国が各自治体の当初予算編成にあわせまして、人口規模及びシステム類型別により例示した事業費金額を踏まえ、総事業費を平成26年度当初予算に計上しておりましたが、総務省から、仕様等の確定が遅れている状況にあり、2か年事業で対応ができるよう、繰越明許費等の予算措置を行うよう示されたところでございます。

このため、各システム改修事業について、繰越明許費の予算補正をお願いするものでございます。

第2款総務費では、第1項総務管理費で、統合宛名システム導入事業として183万6千円、第2項徴税費で、町税システム改修事業として680万4千円、第3項戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳システム改修事業として777万6千円の予算措置をお願いしております。

第9款教育費では、第6項保健体育費で、歳出のところで申しあげましたとおり、町民プール管理棟耐震補強事業として2,700万円の予算措置をお願いしております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

最後に、第3表地方債補正についてであります。

歳入のところで申しあげましたとおり、公的資金借換として、限度額2,830万円とする地方債の補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

企画財政  
課長

以上で、議案第50号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、13ページの第10目ですか、地域防犯重点モデル地区支援事業補助金と。これはどういうふうなことなんですか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 県知事がですね、地域防犯重点モデル地区、犯罪の多い地域をですね、指定をしまして、その地域の防犯力の向上のために補助事業としてその協議会等に対しまして補助金を交付するというふうな制度でございます。

嶋田委員 そやからどういうふうに、具体的にどういうふうな事業をされるんですか。

総務課長 当協議会のほうなんですけども、具体的にJR法隆寺駅の周辺ですね、防犯カメラの設置や地域防犯パトロール、そういった事業を行われるというふうに聞いております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今、課長、県知事が、犯罪の多い地域を指定してっていうふうにおっしゃいましたけど、そうすると、法隆寺の駅周辺というのは、この辺で言うと犯罪が多いということですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 これにつきましては、地元の要望ということで、防犯カメラを設置してほしいということで要望がございまして、これはそれに応えた形で、県のこの補助要綱を使ってということで、補助金いただいてということ

でございますので、指定するというのは、そういうことで補助申請をしたときに県が指定するという形にはなるんですけども、当然、ご要望にお応えして防犯カメラを設置していこうということで、この事業、県の補助金を活用するというところでございます。

木澤委員　　そうしたら、この地域だけ特別に犯罪が多いってわけではないんですね。

総務部長　　そうです。法隆寺の駅前周辺が犯罪が多いということではございません。ということでご理解いただきたいと思えます。

委員長　　ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長　　すみません、私のほうから1点あるんです。

私も防犯カメラに関連してですね、昨年県のほうでですね、3市1町でこの事業、補助金事業行われまして、3市1町が手挙げられまして、昨年防犯カメラ設置されましたけども、その中で、3市1町の中ですね、この運用に関して条例を定めたり、要綱を定められる自治体もありますけれども、斑鳩町においてはですね、町民の、住民のその防犯カメラに撮影されない自由というか権利、また心配されることを考えますとですね、斑鳩町の防犯カメラの設置と画像データの取り扱いについてはですね、どういうふうに適正に行われるかっていう担保というか根拠、どういうふうな根拠に基づいて行われるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。 乾総務部長。

総務部長　　今、委員長おっしゃいましたように、法隆寺駅周辺につきましては、不特定多数の方が利用されますので、その方の映像が記録されるということでございますので、それにつきましては奈良県が示しております防犯カメラの設置あるいは運用・管理に関する、まあガイドラインという

のがございます。これに基づいてこのJR法隆寺駅のこの協議会、防犯協議会のほうでこの運用基準というのを作成してもらおうというふうに思っております。その中で適正に運用していこうということで、今、考えております。

この画像のデータにつきましては、当然、例えば犯罪が起こったときの警察の捜査に必要なということで提供するとか、あるいはその個人の生命、身体の保護のために使うということ以外は出さないと、提供しないということでその運用基準の中に定めていただこうというふうに考えているところでございます。

委員長

はい、わかりました。

あと1点なんですけれども、木澤委員の質問に関連してなんですけれども、防犯の多い地域、防犯率というか防犯認知件数の多い地域ということで、昨年県のほうが指定されて、3市1町、確かに奈良県の中でも高田、天理、生駒、王寺町、数値的に見たら高いのでね、昨年そういうことで選ばれたんですけれども、今年度斑鳩町が選ばれるということはどうですか、今、おっしゃっていただいたように、定義というか、趣旨がちょっと、県の趣旨が今年度、25年と26年度変わって斑鳩町が26年度は選ばれたっていうわけではないんですよ。 小城町長。

町長

これはもう従来から子ども議会で、子ども議員が法隆寺のお寺の周辺に防犯カメラというのはもう10何年前でございましたけども出まして、それからこの関係等については議員さんから、中川議員でしたか、JR法隆寺駅に防犯カメラを設置せよと。そうしたら、やっぱりこういう緊急度が高いものですから、やっぱり補助をもらえる段階というのか、そういうところを県へ十分聞いて、国もあるいはもう警視庁もですね、ああいうところはどんだん防犯カメラをやっていますから、そういう点で補助をもらえるという中で、この26年度に採択をされたということで、今、200万という金が国からいただけるということで、そういうことでやっているわけでございます、いずれにいたしましても、議会の皆さん方からもご要望がございました中で、町としてもできるだ

け早い時期ということで、今、県と、来年度ということ、答弁は来年度に設置をしたいという話ですけども、できるだけ早くそういう設置ができるねやったらということで県に言いますと、そういうことがあるということで採択をしていただいたということでございます。

委員長

今回あえて聞かせていただきましたのは、昨年、県が公表されました補助金要綱を見ているとですね、何か斑鳩町のほうが採択されないのかなというふうに勘違いしていましたので、今年度こういうふうに採択、補助金とってこられましたので、今回ですね、ハード面で補助金をとってこられましたけれども、県が例でされているソフト面での事例もいろいろありますので、また斑鳩町内で困っておられる問題に対してですね、またモデル、ソフト面のほうも補助金も活用もしていただきまして、安心安全のまちづくりにまた取り組んでいただきますように要望させていただきます。

暫時休憩いたします。

( 午前10時26分 休憩 )

( 午前10時26分 再開 )

委員長

それでは再開をいたします。

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

今年度の入館者の状況について、11月30日まで秋季特別展を開催していましたが、その状況も含め、11月30日現在の状況を資料1によりご説明いたします。資料1をごらんください。

まず、この表の見方でありますけれども、各表の表頭、上側ですね、上側の左から全体にかかる入館者数、開館日数、1日当たりの平均人数を、そしてその右側に平成25年度分の入館者数を記載しております。また、その右側ですね、平日と土・日・祝日を区分して記載をしております。

まず初めに、秋季特別展の結果でございますけれども、上から3つ目、3秋季特別展の表をごらんください。

秋季特別展は、会期を11月1日から11月30日とし、入館者数は1,985人となりました。前年度と比較しまして325人の減となっております。11月1日、2日に行いました藤ノ木古墳石室特別公開が天候不順により来訪者が少なかったことが影響しております。

石室公開は、1日平均約1,000人が訪れておられますけれども、今回は2日間で約半分の1,000人程度となっております。

これまでの傾向から、石室公開に来られました約4割の方が文化財センターに来られていると仮定した場合、約400人程度の減が見込まれますので、おおむねこれに合う入館者の減となっているところでございます。

次に、一番上の通常開館をごらんください。

本年度の11月30日現在の入館者数は5,740人で、前年度と比

較して614人の増となっております。これは、今年度から展示会の開催数を見直したことにより、夏季企画展の期間が通常開館となったことによること、また、9月と10月の行楽シーズンにおきまして入館者が伸びていることによるものでございます。

次に、一番下の入館者総数の表をごらんください。

11月30日現在の入館者総数は9,287人となっております。前年度と比較しまして963人の減となっております。

この要因としましては、平成25年度、昨年度の夏季には世界文化遺産登録の20周年記念特別展としまして、法隆寺の貴重な展示品を特別にお借りして昭和大修理展を開催したことによりまして、平成24年度と比較して491人増の1,350人にお越しいただいていたこと、また、先ほど申しあげました今年度の秋季特別展の天候不順の関係の減、これを踏まえますと、おおむねこれに見合う入館者総数の減となつているところであります。

今後とも、より一層魅力ある、質の高い展示に努め、入館者数の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

整備工事の状況につきましては、今年度実施する計画の事業地東側の北半部における排水工事をほぼ終了いたしまして、引き続き盛土工事を進めているところであります。そして、現在、1月頃に開催すべく日程調整を行っております史跡中宮寺跡整備検討委員会では、今年度の整備工事の進捗状況や来年度の事業計画等についての報告を行い、ご意見を賜わってまいる予定としております。

次に、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を結んでおります小田原市との交流事業として開催しております小田原の歴史・文化連続講座についてであります。

前回の委員会でもご報告いたしましたが、第3回目で最後の講座を12月20日に開催いたします。小田原市立図書館学芸員の鳥居紗也子氏より、小田原に滞在して執筆活動をしていた北原白秋や谷崎潤一郎など、小田原に関係の深い近代文学をテーマに「近代の小田原の文学—文学としての小田原—」と題しましたご講演をいただく予定としております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見等があればお受けをいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 確認したいねん。この表の見方としては、通常開館はふえているけども、入館者総数は減っているということでええわけですね。

生涯学習 通常開館は、企画展の絡みでございますけれども、企画展を4回から  
課長 2回にした、この分で、夏季の分が当然通常開館がふえておりますので、通常開館がふえている分がふえている、それと、9月、10月も来館者が多かったのでふえていますと。大きくはそういった、お話できると思います。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ここで、10時50分まで休憩させていただきます。

( 午前10時33分 休憩 )

( 午前10時50分 再開 )

委員長 再開いたします。  
次に、3. 各課報告事項について、(3) 斑鳩町生活交通ネットワーク計画(案)について、理事者の報告を求めます。 谷口総務課参事。

総務課参 それでは、各課報告事項の3、斑鳩町生活交通ネットワーク計画(案)  
事 につきましてご説明を申し上げます。

この生活交通ネットワーク計画(案)は、斑鳩町地域公共交通会議におきまして、平成25年8月から協議を重ね、平成26年11月10日

に開催いたしました第5回地域公共交通会議におきまして、案として取りまとめられたものでございます。

この計画案につきましては、来年1月にパブリックコメントを実施し、住民皆さまのご意見をお聞きしたいと考えております。

それでは、資料4、斑鳩町生活交通ネットワーク計画（案）（運行効率化計画）をごらんください。

まず、末尾に、参考資料といたしまして委員構成と策定経過をまとめたものがございますので、まずそちらを説明させていただきます。末尾の参考資料のほうをごらんください。

後ろから2枚目の参考資料の1ページでございます。こちら、(1)委員構成であります。地域公共交通会議の委員構成といたしましては、道路運送法施行規則の規定に基づく委員構成となっております。主な委員としては、町、交通事業者、住民、国や県の機関、警察等となっております。

次に、参考資料2ページでございます。策定経過でございますが、先ほど申しましたように、平成25年8月に第1回地域公共交通会議を開催し、その後、10月に第2回の地域公共交通会議を開催、11月には住民アンケートの実施、そして26年1月に第3回の地域公共交通会議を開催し、問題点・課題の整理、目標設定の検討などを行い、平成26年3月の第4回地域公共交通会議におきまして、生活交通ネットワーク計画の素案を作成いたしました。

その後、コミュニティバス利用者アンケートを実施し、その結果を踏まえまして、11月10日に開催いたしました第5回地域公共交通会議におきまして案として取りまとめたものであり、結論といたしましては、コミュニティバスを2台にして有料化するという案になっております。

それでは、前のほうに戻っていただけますでしょうか。表紙を1枚めくっていただきまして、目次のページをごらんください。

この目次によりまして、本計画の構成についてご説明をさせていただきます。まず、第1章、計画策定にあたって、こちらのほうでは、計画策定の背景と目的、計画の位置づけについて示しております。

次に、第2章の斑鳩町の公共交通等に関する現状で、人口や地理、公

公共交通の現状やバス空白地域等の現状分析について示しております。

次に、第3章でございますが、こちらのほうでは、住民・コミュニティバス利用者アンケート調査では、住民アンケート並びにコミュニティバスの利用者アンケートの結果についてお示ししております。

そして、現状とアンケート調査の結果等を踏まえ、次の第4章、公共交通に関する問題点・課題として整理をさせていただきます。

次に、第5章、目標設定の検討といたしまして、問題点や課題を踏まえた目標設定について整理をしております。

この目標設定に基づきまして、第6章、対策手法の検討といたしまして、本町が目指す公共交通としてとるべき対策手法の検討内容をまとめております。

これらを踏まえまして、第7章、斑鳩町生活交通ネットワーク計画として、コミュニティバスを充実させるという手法を選択し、実証運行に向けて進めてまいりたい考えを示させていただきます。

以上が生活交通ネットワーク計画案の構成となっておりますが、コミュニティバスの充実という結論に達した経緯について、67ページに検討手順を示しておりますので、67ページをごらんいただけますでしょうか。

67ページでは、地域公共交通の手法の検討手順について示しております。まず、四角で囲った枠の中でございますが、一番上が第4章で整理しております問題点についてでありまして、左から、高齢者への対応、住民ニーズへの対応、行政負担の抑制と事業の継続性の確保であります。その下がそれぞれの問題点に対する課題といたしまして、左から、高齢者の日常に必要な移動手段の確保が必要、住民のニーズに適合した利便性の高い公共交通が必要、有料化及び効率的な運行による持続可能な公共交通が必要としております。続いて、その下の欄が、第5章で整理している部分でございますが、それぞれの課題を踏まえた目標設定といたしまして、斑鳩町の公共交通の確保、維持に係る基本方針についてを示しております。そして、それらを踏まえまして、その下のカラーの部分でございますが、3つの対策手法、すなわち案①としてコミュニティバスの充実、案②としてコミュニティバスと区域デマンドの併用、案③と

しては区域デマンドのみの運行という3つの案について検討をいたしました。3つの案の比較表が66ページにありますので、ごらんください。66ページにあります。

まず、左端の案①のコミュニティバスにつきましては、車両台数は2台、運賃は100円程度といたしまして、運行に係る経費としては、支出が2,020万円、収入が1日当たり130人の乗車を見込んで470万円となっており、その収支が1,550万円と試算しております。

次に、案②のコミュニティバスと区域デマンド交通につきましては、車両台数はバス1台とセダン車両が4台を想定し、運賃はバスが100円程度、デマンド交通が300円程度としており、運行に係る経費としては、支出がバスとデマンド交通の合計で3,790万円、収入が1日当たり145人の利用を見込み、770万円となっており、収支は3,020万円と試算しております。

次に、案③の区域デマンド交通については、車両台数はセダン車両が4台を想定し、運賃は300円程度としており、運行に係る経費としては、支出が2,840万円、収入が1日当たり70人の利用を見込み、510万円となっており、収支は2,330万円と試算をしております。

これらを比較検討した結果、最終的にコミュニティバスの充実という手法を選択した理由といたしましては、現状のコミュニティバスの利用者が1日平均110人前後と多くの方が利用されており、また、バスルート沿線地域では移動手段として定着していることから、コミュニティバスを存続させる必要があること、また、既存交通に配慮し、かつ、持続可能な公共交通とする必要があるという観点から、近隣自治体等で導入されているデマンド交通については、住民の利用がふえるにつれ、使用車両をふやす必要が生じ、どんどん財政負担が増してしまうとともに、民間事業者の経営を圧迫してしまう恐れがあること等が主な理由であります。

来年度以降につきましては、69ページにスケジュールをお示しさせていただいておりますように、新たな方式によるバスルートや停留所、運行時刻など具体的な運行方法について、地域公共交通会議において検討し、実証運行計画の策定、事業者の選定、運行準備等を行い、28年

4月から実証運行を開始したいと考えております。

なお、冒頭に申しあげましたように、このネットワーク計画（案）につきましては、1月にパブリックコメントを実施し、住民皆さまの声を聞かせていただき、その後、パブリックコメントの結果を踏まえまして、地域公共交通会議におきましてご審議をいただき、取りまとめができましたならば、当委員会において改めてご報告をさせていただきたいと考えております。

以上、斑鳩町生活交通ネットワーク計画（案）についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。  
小野委員。

小野委員 今こうしてちょっと資料を見せてもらってね、66ページのこの説明で、第1案ということで、これをぱっと住民に提示したときにね、今まで無料であったコミュニティバスが有料になっただけやというような感じに受け取られないかなということも考えております。

それで、その中で、結局、2年前ですかね、社協のほうで、何かワゴン車走らせてもらっているということとのバランスが取れるのかなという感じもしているんですよ。というのは、デマンド方式を採用していくという、デマンド交通を採用していくということで、この委員会も視察等、研究もさせてもらいましたけどね、そのときに、現在走っているコミュニティバスが無料であるのをどのように、こう、理解したらええのかな、どのように位置づけしたらええのかなというようなこともあって、いろいろ私自身、ちょっと、そういうところどのように、期間がね、そしゃくちゅうんですか、ならしてもらえるのかなと思っているんですがね、その点の見方としてね、何かいい方法あったら教えてください。

委員長 池田副町長。

副町長 地域公共交通の中でも、そういう議論はございます。斑鳩町さんは先

にもう無料で、いわゆる買い物難民という方のバスを走らせておられると。そのときに、このコミュニティバス、今、現状無料で走っている。これ、これでいいのか。その整理の仕方としては、まず、今、社協の走っておられるバスについては、対象者限定をしております。やはり高齢者、そして買い物、スーパーを中心に。スーパーだけですわね。スーパーを回っておるということをございます。

コミュニティバス、今現在1台で走っておりますけども、この1台についてはやっぱり住民アンケート、また、利用者のアンケートとっても、やはり既存の交通網との結束性が、今、1台ではとても図れないと。今度、2台走ったら、この既存のバスの時間帯との結束性、例えば、役場で奈良交通のバスが何時にここに到着するから何時ごろ来たらええとか、また、法隆寺駅前もあります。いろいろなところへ行きますので、コミュニティバスでしたら行き先がいろいろになっていると。

今、現行は、公共施設を中心に回っておりますけども、やはり今度2台にしたら、公共施設と各公共交通機関の停留所の結束性も考えて、それらを踏まえたルートを検討もやっていかないといけないということに、今、議論はなっております。

それと、有料化につきましては、この住民アンケートの結果を受けてのわけですけども、例えば35ページを見ていただいたら、35ページの中には一般住民の方のアンケートがあります。この中では、やはり、全年齢では、もう100円程度ならという方は65%、200円程度ならという方は26.4%ということで、有料化を理解をいただいております。また、70歳以上の方につきましても、100円程度が約57.7%、200円程度が28.6%という数値になっておりまして、やはり町財政にご理解をいただいております。やっぱり自分の受益に対する負担というのをご理解いただいております。

また、同じように、利用者のアンケートを行いました。47ページですけども、47ページの中にもやはり、200円でも。今、これ、現利用者です。現コミュニティバス利用者で、47ページですけど、200円でも利用する方が48.9%おられました。100円程度なら利用する、100円までなら利用するが46.7%、約、もう、両方足して9

0%を超える方にご理解をいただいておりますということで、有料化についてはこれでご理解いただいております。

それでは、そのときに、2台走らせたときに、地域公共交通とどう結束させて、どう利便性を増していくか。

それで、このコミュニティバスというのは、年齢制限がございません。いろいろな方にご利用していただきますので、やはりそこらも十分PRしてよりよいものにやっつけていこうということで、今、地域公共交通会議の中でも議論をしていただいておりますのでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も、充実をするという方向性についてはね、こちらのほうもずっと言うてきましたし、充実させることについては必要だなと。検討していただいて、よくやっつけていただいていると思うんですけども、やっぱりこの、有料になってしまって利用が落ちるんじゃないかっていう心配があるんですね。

今、副町長のほうで、実際に有料になっても8割の方が利用するというふうに回答していただいているということですけども、これからね、この資料もしっかり見せてもうて、またいろいろ議論していきたいと思いますが、この利用しないっていうふうに答えている1割程度の方について、例えばね、今、70歳以上の方に対しては高齢者の制度、外出支援の制度がありますよね。あんなのが適用できるようになるのか、このコミュニティバスでもとか、その辺の議論とかどうなっていますか。

副町長 それについては、今、ここでお答えする、まだ段階にはございません。ただ言えることが、いろいろな外出支援の施策がございますので、やはりそれは総合的に考えて、住民の方にやはり有利な方策を議会の皆さまと一緒に検討をしてみたいと、このように考えております。

木澤委員 これからパブコメもとっていくということなので、そこでどんな意見が出るのかなというのも注目したいと思いますけども、35ページの

アンケートでも有料化が前提になっていて、これ、無料でっていう回答はないんですわね。その辺がどうなのかなというところが気になりますので、だから今後もパブコメなんかも見ながらですね、またちょっと議論をしていきたいと思います。非常にやっぱり、充実をしていただく分についてはいいのですが、それにより、有料化することによって利用者が減ってしまうということにならないようにしていったほうがいいなと思っています、今の段階では。

委員長 小城町長。

町 長 木澤議員は、質問の中でもコミュニティバスは利用関係で1台では無理だということで、私は2台をしていく中においてやっぱり有料、そういう発言をしています。その点も木澤議員はそういう方向やったらということだと私は思いますけども、やっぱりそういう点では1台を2台にするという中で、今、公共交通会議という、こういう制度があります。

ただ私はやっぱり、皆さんに買物難民の関係で社協の関係で、まあ言うたらこの公共交通会議かって、竜田タクシーの、あるいは志都美タクシーかどこかですね、町長さん、それは、社協の会長さん、それは間違っていますよと、そんなこと勝手にしてもうたらかないませんということで、小言を受けて謝りに行ったことがございます。事実やっぱりこういうことがしなかったらいかんのです。

今、安堵町が、バスはやっています、平端まで。これを今度、1月から、2月か、法隆寺駅からもするのです。ただ、料金設定がありますから。今、230円で平端まで、安堵から行くわけですが、補助をしていますから。今度、法隆寺やったら300円超えるだろうと。それもまた、安堵町は、公共交通機関の会議を開きなさいと言うて、斑鳩からも出席をさせていただいて、このあいだ会議があつてですね、平端から斑鳩、平端駅へ行くのに、もう法隆寺駅もやっぱり利用させてくれというご要望ありますからですね、そういうことでこういう関係はですね、やっぱりふえてまいります。そのいろいろな関係ですね、しますと、やっぱり皆さん方。

今、やっぱりこういう関係はですね、皆さん方それぞれもう自分の思う時間に来てほしいというの、これはもう必ずなってくるんです。ただ、やっぱり時間設定をしていかなければいけませんけども、やっぱりそういうことも踏まえてですね、この公共交通会議でいろいろとやっぱり議論をいただいたというのは、私はやっぱりそういう点から、そしてやっぱり我々、町としても、一応コミュニティバスが定着しておりますから、これがやっぱり1台でくるっと回るのにかなり、1日2回ということやったら、2台したらやっぱり、役場を中心にするのか、まあこれからまた会議を開いていただいて、そういうことも踏まえてですね、これからまた今後の検討課題だと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今、町長のほうで、いろいろ民間の交通機関とも調整をしながらということで、もともと会議の設定自体がそういう趣旨になっていましたので。

1つ、町長ね、私、充実求めてきましたし、町長も2台にする方向で、有料化をしていくという答弁をされていたのは記憶はしていますが、ただ、それを別に是としているわけではないので、これからまたいろいろ審議させてもらって、それで最終的にどうするのかと。それで私としても、よりよい充実したものをつくっていきたいという立場でありますので、その結論的なものはこれからいろいろ審議させてもらって、また、私の意見として言わせてもらおうと。

委員長 池田副町長。

副町長 今、委員さん、ご質問ありました。この中に、メンバー見ていただいたらわかりますように、組合関係の方も入っておられます。奈良交通運輸産業労働組合協議会が入っております。今、組合関係の意見といたしますのは、公共はただでやっていると。コミュニティバスに乗っている人は、例えばあるところからあるところまで、法隆寺の駅に行くと。これ、

ただですよ。奈良交通乗ったらお金要りますねんと。これ、ちょっとおかしいん違うかと。やっぱり受益と負担の関係、それらも考えてもらわんと、私たちの民業を圧迫しているのじゃないかということ、やっぱり組合の関係の方も言っておられます。

そういうこともやっぱり理解していただいて、そこらを総合的に判断して町もコミュニティバスをよいものにしていきたいと考えておりますので。

委員長 伴委員。

伴委員 いろいろな意見が、今、出ていますが、私よく耳にするのは、あれですわ、無料やから逆に乗りにくいんやと。やっぱり非常に受益者負担っというような流れ、それでやっぱり住民さんも逆に乗りにくいとおっしゃられているような声もあるので、こういう形というのは1つの方向性かなというように思うんです。

ただ、ちょっとこの中で気になっているのが、このアンケート調査、22ページの、これ、配布数と回収実績。これ、回収率が43.6%、それで回答者が1,300。これ、どういふ。これ、回収実績が616票。この辺、ちょっと私、理解できませんねけど、これ、どういうような形の43.6%と出ておるのでしょうか。

委員長 谷口総務課参事。

総務課参事 このアンケートの数でございますが、回答対象といたしましては中学生以上を対象といたしました。各世帯に配布をいたしまして、回答率のほうですね、おおむね6割、6割の回収を想定させていただきまして、1つの家庭に3枚、1世帯に3人ですね、ご回答していただけるということを見込みまして、配らせていただいたものでございまして、配布数といたしましては1,412でございますけれども、回収率が43.6%いただいておりますので、1世帯当たり3枚ぐらいの回答をいただいたということで、回答者数は1,351となっております。

伴委員　　これ、住民全体にかかわることなんですが、この、大体このアンケートというのは大体このぐらいの世帯数、このぐらいの人数で今までやっておられたわけでしょうか。

委員長　　池田副町長。

副町長　　今まで、総合計画とかございます。大体、総合計画、全町、大体1,500から2,000というのはします。大体それを目安に、こういう人口規模でしたら、それを規模でやっておりますので。

伴委員　　今までもこういうような類のアンケートはこれぐらいの数でやっておられたと。

1つ、もう1点、この利用対象者が、66ページですねけど、第1案、主に斑鳩町民と。この「主に」っていうこの表現はどういう意味なのか。

それともう1つ、今、中学生以上とおっしゃられましたけど、まあ言うたら子どもという、その辺も100円で考えておられるか、その2点、ちょっとお聞きしたいのですが。

委員長　　谷口総務課参事。

総務課参事　　今、2点ご質問いただいた、まず、「主に」という点でございますが、いままでございますと、コミュニティバス、無料で走っていたという観点もございまして、対象者、町民に限っておりました。ただ、今回、有料にするということもございまして、できるだけたくさんの方に乗っていただいて、収入も上げなければいけないということもございまして、例えば観光客の方などもバス停で待っておられたら乗れるということも想定しております。ただ、基本はあくまで町内を走っておりますコミュニティバスでございまして、主に町民が対象ということで。ただ、町民に限定するものではなく、町民以外の方でも乗れますという意味でございまして。

もう1つ、中学生以上ということでございますが、こちらのほうについても、コミュニティバス、今までは、どちらかといえば高齢者が対象かなというような印象を持たれていたこともあるかとは思いますが、乗る可能性があるということで考えまして、塾通いでありますとか、いろいろな機会、小学生の子どもでしたら1人で乗るのはどうかということもございますので、中学生以上でしたら1人で乗る可能性もあるというところで対象に含めたということでございます。

伴委員 今のお答えで、ということは、逆に言うたら中学生になっていない、まあ言えば小学生とか、幼稚園とか、そういう方はみんな無料と考えて。確認ですけど、お願いしたいのですが。

総務課参事 すみません。料金について、申し忘れておりました申しわけございません。

確かに、ほかの町におきましては子どもが半額とかいうこともございます。当町においても、無料ということは考えておりませんが、半額にするのか、一定料金にするのかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

委員長 ほかに、質疑はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(4)の(仮称)第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定について、理事者の報告を求めます。 面卷企画財政課長

企画財政課長 それでは、(4)(仮称)第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定につきまして、ご報告を申し上げます。

資料5をごらんいただけますでしょうか。

本町では、平成18年に第2次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男

とが輝く未来計画」を策定し、その取り組みを進めてまいりました。

平成28年3月に、この推進計画の目標年次の終了を迎えることから、男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けまして、（仮称）第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定を進めてまいります。

この計画策定のスケジュールでございますが、来年4月に男女共同参画推進委員会に諮問させていただき、計画の素案の柱となるテーマごとにご審議をお願いすることとし、12月ごろに答申をいただくことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画の策定に当たりましては、二十歳以上の男性・女性各500名、合わせまして1,000名を対象に郵便調査による住民意識調査を、本委員会報告後、来年1月中旬にかけて実施するとともに、来年9月ごろにはパブリックコメントを実施させていただき、住民の皆さまのご意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

以上で、（仮称）第3次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、（5）の教育委員会制度の改正について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長

教委総務課長 それでは、各課報告事項（5）教育委員会制度の改正について、ご説明をいたします。

資料6をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されるこ

ととなっております。この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正については、4つのポイントとして整理されております。

それでは、2ページをごらんください。

資料の上段には、これまで全国的に指摘されております教育委員会の課題と教育委員会改革の目的が記載されております。

これまでの課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、教育委員会の審議が形骸化しているなどが指摘されております。

次に、改革の目的としまして、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、また、首長との連携の強化などがあげられております。

次に、改正の内容につきまして、ポイントごとに説明をいたします。

まず、ポイント①教育長、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置でございます。

イラストの上段ではございますが、これは現在の体制でございます。現行の教育長は、まず、首長が議会の同意を得て教育委員として任命し、さらに教育委員会において教育長として任命をしております。

また、教育委員会には、教育委員会の代表者、また会議の主宰者である教育委員長が在任するとともに、具体的な事務の執行責任者である教育長も在任しております。

次に、イラストの下段ですが、新制度では、首長が議会の同意を得て、教育委員長と教育長を一本化した教育長を任命することとなります。

この新しい教育長は、教育委員会の会務を総理し、また、教育委員会を代表し、その任期は3年となっております。

これにより、任命責任の明確化、第一義的な責任者が教育長であることの明確化、緊急時の会議招集の判断を迅速に行うことを目的としております。

次に、ポイント②教育委員会、教育長へのチェック機能の強化と会議

の透明化でございます。

新しい教育長の判断による迅速な情報提供や会議招集が可能となること、また、チェック機能強化のため、委員定数の3分の1以上の委員からの会議招集の請求があれば教育委員会の会議を開催しなければならないなど、教育委員会の審議を活性化するものであります。

次に、3ページをごらんください。ポイント③総合教育会議、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置でございます。

まず、イラストの上段ですが、現在、首長は予算の編成や執行、条例案の提出に係る権限を、また、教育委員会については公立学校の設置や管理、教職員の人事などに係る執行の権限を有しております。

今回の改革では、これらはいずれも密接に関連するものでありますことから、首長が教育行政に果たす責任や役割を明確にすること、首長が公の場で教育政策について議論すること、また、首長と教育委員会が協議・調整を行うことにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能となるよう、この総合教育会議を設置することとされております。

この会議は首長が招集し、構成員は首長と教育委員会であります。また、協議・調整事項は、①教育行政の大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置となっております。

そして、ポイント④大綱、教育に関する大綱を首長が策定でございます。

大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整して首長が策定することとなります。また、その大綱のもと、首長及び教育委員会、それぞれが所管する事務を執行するという事となっております。

これにより、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするものでございます。

3ページの右上にございます政治的中立性の確保でございますが、教育委員会は引き続き執行機関であり、また、総合教育会議で首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているという

こととさせていただきます。

また、この法律には経過措置が設けられております。法律が施行される4月1日において在職している教育長は、その任期が満了するまで従来の教育長として在職することとなります。また、教育委員長につきましても、従来の教育長の任期が満了する日まで教育委員長として在任をするということとなっております。

なお、総合教育会議の設置及び大綱の策定については経過措置が設けられておりませんので、法律が施行される4月1日から実施していくこととなります。

以上、教育委員会制度の改正の概要でございますが、今回の法改正等によりまして、本町の条例や規則等の整備が必要となっております。現在、その洗い出しを行うとともに、改正内容について種々検討しているところで、平成27年3月町議会定例会において議案として上程をさせていただきたいと考えております。

以上で、教育委員会制度の改正の説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この問題については一般質問でも取り上げておられまして、内容的には私もその質問の趣旨と変わりません。非常に危惧をしているというところですね。国のほうでこう、法改正はして、やっぱり首長がこの教育、内容にまでかかわって大きな権限を持つということになりかねないなという心配をしています。そういう点では、民主的な運営、また、自主的な教育委員会のあり方をですね、斑鳩町としてやっぱり尊重、重視して、今後もそういう運営をまた教育委員会として行っていただきたいなという思いを持っています。あえて繰り返しになりますので言いませんけども、私としてはそういう思いを持っていますので、ぜひその点にも注意されて、また町のほうでですね、法が変わりますので、それに伴っていろいろ変えなければいけない部分が出てくるかもしれませんけども、そうした点はぜひ注意をしていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

委員長 小野委員。

小野委員 私は今の同僚委員のと全く逆の立場で、これらのことについての教育委員会の課題ということで質問させていただいたこともあります。教育長ともいろいろ議論ちゅうか、したこともありますが、私としては、このように法改正もされて、教育委員会がこのように活発に活動してくれるか、また、首長がそれに対しての、やはり選挙で選ばれた首長ですので、ここの斑鳩町の大統領ですので、やはり責任を持っていろいろ、この総合教育会議ですか、行っていってもらえるということは、私は、今までの教育委員制度が悪いとは言いませんが、活性化図れるいい方向に向かっていると思っていますので、大歓迎しておりますので、そのことも議員の1人として申しあげておきます。よろしく運営のほどをお願いいたします。

委員長 その他、ご意見等はございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(6) 少人数学級編制について、理事者の報告を求めます。

安藤教育委員会総務課長

教委総務課長 それでは、各課報告事項(6) 少人数学級編制についてご報告をいたします。

資料7をごらんください。

まず、町立小中学校の30人学級編制の導入でございますけれども、義務教育の初期段階において基礎学力及び基本的生活習慣の定着を図ることを目的に、平成21年度に小学校第1学年で初めて導入し、本年度で6年目を迎えております。導入以降、順次対象を拡大し、現在では、小学校第5学年まで、中学校では第2学年まで実施をしております。

今年度までの6年間の状況を見ますと、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップに効果があることなど、学習指導上の効果とともに、生徒指導上の効果もあるところでございます。

しかし一方で、30人以下の学級では、児童生徒の集団としてのまとまりや集団のなかでの果たすべき役割についての課題、普段の授業や運動会を初めとした学年行事の運営においては活気に欠けるなどの一面も見られるところでございます。

こうしたよい面とそうでない面のある少人数学級編制につきましては、これまでも、議員の皆さまから数々のご意見を頂戴しているところであります。

こうしたことから、現在の30人を基準とした学級編制を、学級や学年運営面でより適正な学級基準にしていく必要があると考えております。

それでは、まず、これまでの取り組みの状況についてご説明をいたします。

まず、学力向上への効果でございます。今年度、全国悉皆調査の2年目となる全国学力・学習状況調査でございますけれども、ちょうど30人学級を始めた平成21年度に1年生であった児童が今年度に6年生になり、この調査を受けております。その結果につきましては、全教科の平均点は、小中学校とも全国・奈良県の平均点をおおむね上回っておりますが、学校別に昨年度と比較すると下回った結果も出ております。一概に学力は向上しているとは言えないところがございます。

次に、いじめ等の問題行動への効果でございますが、町内の学校では、解決できないような重大な問題は発生していないのが現状であります。

個別に早期発見、対応に努めることができることも少人数学級編制を実施し、細やかに目が行き届く指導ができているからだと考えております。

次に、学級運営面でございます。幼児期から小学校に入学した際、学習方法などの違いにより学校になじめない、いわゆる小1プロブレムの問題が指摘されております。基本的な生活習慣が身につけていない、また、落ち着きのない低学年の児童などへの指導は、教員と児童の個別のつながりが非常に大切になってまいります。一方で、中学年、高学年に

なってくると、児童生徒同士のつながりが強くなります。これは学力や体力などの面において、優位に立とうとする競争心理が働き、より上位を目指そうとしたり、他の児童生徒の行動を観察したり、また、相談しあうなどの学習機能が働いてくると言われております。

毎年実施しております学校計画訪問におきましても、落ち着いた環境で授業を受けていると評価を得ておりますが、一方で、おとなしいという意見も聴かれております。活気のある授業・学年行事による集団としての役割・機能の向上も必要であると考えております。

次に、学校の運営面でございます。学級担任や教科担当が増加することにより、講師を確保する必要があると思いますが、本年度では小学校で9人、中学校では4人の臨時講師を雇用しております。このままの制度を継続すれば、来年度の試算では小学校でさらに2人増加し11人を雇用する計算となります。この講師につきましては、できる限り優秀な人材を確保するように努めておりますけれども、安定して確保していくことが年々難しくなっているということでございます。

このようなことを踏まえまして教育委員会において審議したところ、現在30人を基準とした少人数学級の編制は、学習指導面、生徒指導面、学級運営面において一定の効果が見られるところであり、引き続き少人数学級の編制を継続していくこととしておりますが、小1プロブレムなどへの対応のため、小学校第1学年及び第2学年は現状のままとし、第3学年以降は学級規模を現状よりも大きくし集団としての役割・機能を向上させていくこと、また、小学校第3学年以降の学級規模を中学校卒業まで統一することが適切であると判断していただいたところです。

その結果として、新たな少人数学級の編制の基準といたしましては、小学校第1学年及び第2学年は30人、第3学年から第6学年までは35人、また、中学校については全ての学年におきまして35人を基準とした学級編制としたところでございます。

お手元の資料7は、平成27年度の小学校の特別支援学級の児童生徒を除く在学者の見込みから、学校毎に、国の基準を基にした学級数、現在運用している学級数、そして新たな基準による学級数、また、その比較を表しております。

学校ごとの説明は省略させていただき、合計で説明いたしますと、国の基準は48学級、現行の基準は59学級で、国との比較は11学級の増、新基準では56学級で、国との比較は8学級の増になります。

次に、裏面をごらんください。中学校ですが、こちらも合計で説明いたしますと、国の基準は20学級、現在の運用は24学級で、国との比較は4学級の増、新基準では21学級で、国との比較は1学級の増になります。

この新たな基準によります学級編制につきましては、平成27年4月から実施してまいりたいと考えております。

以上で、少人数学級編制についてのご報告とさせていただきます

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。  
小野委員。

小野委員 こういう方針でということ、ということは、編制実施基準を改正されるということによろしいですね。

委員長 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 現在定めております斑鳩町立学校少人数学級実施要綱、そして学級編制の実施基準につきましては、今後、改正の手続きを行ってまいりたいと考えております。

小野委員 それでね、私はもう、一般質問等でいろいろ話をしていますけどね、当然基準はこれ、こういう方向に変えていかなければいけないんだと思うし、ただ、実施要綱のね、運用の仕方っていうものがね、やはりまだ、疑問というんですか、そのまま残ってくるんですよ。県の基準が35人だったと思うので、それは35人をオーバーするっちゃうことはちょっと難しくなってくるんだと思うんですが、ほかのところね。やはり30人学級の、その学級編制ということで、第2条ですわね、「30人を超えるときは、予算の範囲内において、1学級当たり30人以下の児童

又は生徒」、こちらはもう、生徒はもうなくなるんやね、中学校がないから。で、「学級編制を実施することができる」となっているんですよ。

それでね、今、資料として提出いただいている小学校の30人学級という編制のことで考えていったら、斑鳩小学校の1年生95人で4という、これが3だったら32人のクラスと31人のクラスで、1人か2人ふえたぐらいのクラスでクリアできるんじゃないかなということが、前々からいろいろ話しした分なんです。そのことによって、ほかの、東小学校の1年生、93人とか91人、これらの、2年生のところなんか31人のクラスが1つあって、残りが30人で、合計3クラスでやっつけられるんじゃないかなと。以下の児童というんですかね、そのために1クラスふえてくるということ。

それと今、課長の説明では、ある程度そういうことも、予算的なことも考慮してこういう基準を、3年生から6年生を35人というように新基準を決めていくんだということ。それから、中学校については、それらのことも含めて、それと3年間、クラスがいろいろ変わっていく、数が変わっていくという、これが1つの課題の1つであったと思いますしね、それらをクリアするために、今、こうして基準を変えていこうとされるんですよ。

私も一般質問のあとで最後にちょっと、この実施要綱の運用についてはね、弾力性を持ってね、予算の範囲内です。答弁では、現場と、学校長と協議して教育委員会で決めると。そうして予算を組み立てているということで、私ら議会が、議員の1人としてね、議会がね、予算を決定していくんですが、やはりそうして出されたことに対してはね、あまり反論はしにくいんですがね、それらのことも、財政的なことも考えながらね、今、この見直しをされる、その中でやはりクラス数の、どう言うんですか、ある程度の減少、予算的なことも減少していけるという見込みもあるからこういう具合に提案されているんだと私は踏んでいますかね、それらについての運用についても、いろいろ弾力性を持って教育委員会でも話をしてもらいたいなど、そのように思うんですが、その点はどうかね。

委員長

清水教育長。

教育長

今、小野委員のほうからご意見いただいたわけで、以前からそういったお話も聞いておる中で、実施要綱でありますとか、実施基準の運用について、今、小学校1、2年についてはやっぱり基本的な生活習慣でありますとか、基礎的な学力の保障にやっぱり30人は堅持していきたいなというように考えている中で、おっしゃいますように、31人程度なら必要ないんじゃないかというご意見でありますけども、そのことも踏まえて、前回の教育委員会ではこの方向性については認めていただいているところでありまして、実施基準なり要綱については次回の、この12月の要綱で議論をいただこうと考えておる中で、そうしたご意見があるということは十分お伝えしながら決めていきたいと考えております。

委員長

木澤委員。

木澤委員

率直に言って、残念だなという気持ちですね。6年生と中学校3年生については、これまで40人学級であったのが35人学級になるということで、ここの部分で言うと、一定、前進かもしれませんが、これまでせっかく30人でやってきた基準を大きく後退することになるんじゃないかなというふうに思っています。

集団の中での役割と、例えば運動会で活気が損なわれているように見られるというふうなことで、町のほうで評価されているようですが、それってどうなのかなと、大人から見た視点じゃないのかなというふうに思うんです。だから、子どもたちにとってやっぱりどうなのかということで考えると、少ない人数の中で行き届いた指導が行われるってことは、私は効果的に非常にあるものだし、この30人学級についてはやっぱり充実をしていくという方向で町として進めていただきたいなと思っているだけに、この今回のこうした基準の見直しについては、非常に残念ですね。

こうした点について、保護者の方とか、あと、学校の先生とかですね、のご意見なんかはお聞きになっているのでしょうかね。

教育長

特に保護者の方から意見を聴取したりですね、は、いたしてはおりませんが、11月の、確か13日やったと思うんですけども、毎年行っているPTAとの懇談会、委員長も私も出席する中でお話し合いをするんですけども、その中で、その時点では私個人の将来的な展望っていうのか、そういう形でご披露させていただいた経緯があるんですけども、そのときも、特に別段ご意見はなかったんですけども、総括的っていうか、中のお1人がね、これまでPTAの活動として学校の活動にいろいろかかわってきて、学校とPTAが一緒になって子どもたちのために力を尽くしていこうという中で、例えばその35人になったら、それだけふえるとしたら、これまで以上にPTAの役員の活動も活発にして、より助けていかなあかんと思っていますっていうような好意的なご意見はお伺いした経緯はございます。

木澤委員

私のほうでは直接そういう声っていうのは保護者から聞いたことはなくて、やっぱり30人学級になって非常に喜んでいる声っていうのはたくさん聞いてきていますので、町がこういう方向で基準を変えようとしているということについては、これから保護者のほうにもいろいろ町の方向性がこうやということを言いながら、またご意見をお聞きしていきたいなど。私としては今回この基準を改定されるということについては、了承できないということを申しあげておきたいと思います。

教育長

今後、保護者の方にご意見をお聞きいただく、それはもうあれなんですけども、とやかに申しあげることではございませんが、実際問題として、先ほど課長からも説明をさせていただいたように、私どもとしても、少人数指導はいいことないと絶対思っていないんです。少人数指導は一定の効果は絶対あると考えています。

30人学級をそのまま続けていくのがいいのかどうかという中で、課長もさっき言ったんですけども、30人学級、例えば今、小学校6年と中学3年がないという中で、小学校6年と中学校3年生が30人にした場合、クラス編制、中学校の場合、クラス1つふえるだけじゃなくです

ね、教科専任制ですので、それ以外の先生もふやしていかなあかんと  
いう中で、今でさえですよ、今でさえ町費の講師を雇用する状況につい  
てはですね、本当に、優秀な先生来ていただく必要があるので、今、一  
定、畿央大学と官学連携結んでいる中で、いろいろ協力いただきながら  
やっておりますけれども、なかなか厳しい状況である中、1つがありま  
す。それで、それをまた、小6、中3、延ばしていくとなると、若干ラ  
ンクを下げた講師を雇わざるを得ない状況になってくることも十分考え  
られます。そうしたことでいいのかということも含めてね、将来的にこ  
ういった少人数学級を持続、継続してやっていこうとするならば、そう  
した方法で、今、お示しをしました方向性でいくのが今の状況ではベス  
トというふうに今、考えております。それだけちょっとご理解いただ  
いた上でいろいろご意見を聞いていただければなというふうに思います。  
以上です。

委員長

伴委員。

伴委員

私自身はこういう方向性で。特に、中学校の運動会へ行きますと、中  
3のだけがこう、クラスの数違って、ちょっとこう、アンバランスっ  
て言いますか、同じ、これまあ、今回であれば同じ人数でこう、クラス、  
やっていくというのはいいん違うかなと。

それでまた、私自身は少人数学級っていうものに対して疑問を持って  
きました。やっぱりこれ、自分の子どものころを思い出しても、絵のう  
まい者、足の速い者、勉強のできる、これまた、いろいろな個性があっ  
て、その摩擦の中で子どもは育っていくん違うかというような思いを持  
っているからです。

そして、また、いじめの問題でも、やはりちょっと、おまえやめてお  
けやというような形も、やっぱり人数が多いからそういうことができる  
んじゃないかなというようなことを思うんですが、またこれ、35人で  
3年間の、小学校3年から6年、中学、こう、やってみて、またその3  
0人の学級のとどこかというのを検証していただきたいと、その辺  
をちょっとお願いしたいという形で要望いたします。

委員長 小野委員。

小野委員 今回の伴委員の意見には全く賛成なのですがね。

それとね、先ほどの木澤委員からの話の中で、教育長が、PTAの方とお話もされているということで、私、四半世紀前、斑鳩小学校の会長もしていましたし、20年近い前には中学校の会長もしていました。そのときにね、やはりPTAの役員さんがね、選ぶのにはもう四苦八苦したんです。会長経験の方もたくさんおられるし、この場にはおられると思いますけどね、それで、少人数である上にクラスが多いから、クラスからみんなPTAの役員さんが出てくる。私が斑鳩小学校のPTAに参加するようになってから、ちょうど会長のときに臨時総会も開いて、委員会の数まで減らしたんですよ。なかなか手がない。そういうことでもありますしね、やっぱりクラスが細分化されていくということに対しては、PTA活動に対してもね、かなり弊害が出てくるんじゃないか、私はそのように思っていました。

今、教育長がね、PTAの方から、大変ポジティブな意見をいただいております。私はそれであってこそね、子どもたちを教育していく大人が考えていくものであって、何も子どもらが少ないほうが、子どもらの意見を聞くという、そこまではする必要もないと思いますしね、ぜひともこういう形で一応やってもらう、また何年かしてチェックするという、そういうことでやはりそういう改善があつてこそね、子どもたちのためにもなってくるのでね、少なすればええというようにね、持っていくものではないと、そのようにはっきりと申しあげたい、そのように思います。

委員長 そのほかに、何かご意見ございませんか。

( な し )

委員長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

ほかに理事者のほうから何か報告しておくべきことはございませんか。  
黒崎総務課長。

総務課長

総務課のほうから、2点ございます。

初めに、職員採用試験の結果についてであります。11月16日日曜日に、最終の試験となります三次試験を実施し、一般事務職9名、幼稚園教諭1名、合計10名の採用の決定をいたしております。

なお、採用につきましては来年、平成27年4月1日付の採用としております。

続きまして、消防関係の年末年始の行事予定についてでございますが、斑鳩町消防団では、毎年行っております年末警戒パトロールについて、本年も12月28日から30日までの3日間、実施をいたします。

また、平成27年斑鳩町消防団出初式を、新年1月の5日の午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。

議員皆さま方には案内状をお送りさせていただいておりますが、よろしくご出席を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

ほかに何かございませんか。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

企画財政課から1点、ご報告をさせていただきます。

生駒郡ツーデーウォークの開催につきましてのご報告でございます。

現在、生駒郡内の魅力をより深く体験していただけるとともに、滞在・宿泊型の観光形態につなげ、地域経済への波及を図る目的に、2日間のウォーキングイベントでございます生駒郡ツーデーウォークにつきまして、来年秋頃の開催に向けまして、郡4町で協議を進めさせていただいております。

具体的な開催の内容につきましては、今後、検討を重ね、協議していくこととなりますが、本町といたしましても、住民皆さまにもご参加いただき、地域の魅力の再発見や地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上で、生駒郡ツーデーウォークの開催につきましてのご報告とさせ

ていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいまの3点について、ご報告について、何かご質疑はございますか。 木澤委員。

木澤委員 職員採用試験についてなんですけども、これまで、退職される方よりも多く採用してふやしてほしいということでお願いをしてきましたけども、今年度予定の定年退職の職員さんの数と、現時点での中途退職されている職員さんの数と教えてもらえますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 今年度末の定年退職予定者の数でございますが、3名でございます。中途退職は、ございません。

委員長 結構ですか。  
ほかにございませんか。

( な し )

委員長 各課報告事項については、報告を受けたということで終わらせていただきます。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けをいたします。 小野委員。

小野委員 もうあんまり時間ないから、早口でいきます。

その中で、1点だけ。私はわかっているんですがね、実は先日、自宅のほうに電話がありまして、自治会の方から電話ありまして、何かと思ったら、先日、衆議院議員の事務従業者を募集しますということでね、シルバーを通じて、例によってね、配布されたんですが、それは満60歳以下ということで限定していきまして、その方ともう1人の方がおられ

るみたいですがね、その方がおっしゃるのはね、なぜシルバーで、また、の方では、60歳以下いない、60歳以上の家庭が割と多いんですよ、そこへも入れてある。私のところもそうですよね、60歳以上ですけど。それを自治会へ任せたら、回したほうが、そういうことがみんな是正できるんじゃないかなと、そういう意見でしたのでね、いや、あの、それはっていう言いかけたんですが、あまり反論したり、事情説明するのは、私は地元の議員としてあんまり、選挙前ですし好ましくないというかね、私自身はわかっていました。だけど、住民の中には、シルバーさんに有料で配布してもらわないの違うかと。もう少し儉約してくれというような意見をおっしゃってましたので、あとでその方のことも話ししますので、電話でも結構ですから、こういうことが私から話ありましたけど、こうこうこういう事情ですということで、ちょっと説明したってもらえたらなと思います。

それと、一般質問からの続きで、議論したいということで、結局、当時早速にこの固定資産評価基準の中の特例ということですかね、この抜粋をいただきました。これを読む限り、やはりこの前の答弁には、見当違いって言うたら失礼ですけど、この特例で、説明された国土調査法による完了したところと未了のところとの税の負担の公平性を欠くとかね、そういうことにはならないと思うんですよ。時間があったら1つずつちょっと、これ、議論したいと思うんですが、もう時間もないことですので、後で担当者といろいろ、これの、評価基準の特例の認識の仕方、登記のことについてもいろいろ説明させてもらいたい。また、これが、なぜ国調の地積調査のときに、昭和39年度分の固定資産税から適用するというように出しておられるのか、それらの背景、それらのことについて、本来はここで、やっぱり委員会ですからね、いろいろ議論したかったんですが、もう時間もないことですので、あとでまた個別にさせてもらいたい、そういうことで委員会の人もちょうとご理解願いたいなと思いますねけど、よろしいですか。

委員長

要望で。

小野委員

委員会で本当は議論して、委員の皆さんにも理解してもらいたい、私が言おうとしていることもね。それから、言うたように、適切なときに適当、どう言うの、こういう特例とかのね、これらのことの適切な理解のもとで発信してほしいと。

ちょっと具体的に、ちょっとだけあれさせてもらったら、三郷町なんかはね、地積が14条でふえたときも、その方が持つておられる間、所有しておられる間は前の面積で、それで、所有権移転、相続とかそれらが起きた場合はその新しい地積、更正された地積で課税すると。それが本来の特例のやり方なんです。

だけど、ちょっとこれ、認識が間違っているんじゃないかなということもあるので、そのことは詰めてみて、次回のように、まだ間に合いますのでね、課税するのは来年度の、答弁で言うたようにね、来年度の28年度からということになりますのでね、課税の仕方というのについて、いろいろ話させてもらいたいと思います。

1点、それと関連してね、もう1点あれですねんけど、今、14条地図のことでね、下司田池のことで、隣接地と筆界未定で落ちていくような話を聞いたんやけど、せっかくね、下司田池の今後の検討していこうというときに、筆界が定まっていないということは、いろいろの利用状況でね、難しいことみたいなのが起きてくると思うんですが。今からもう1回その筆界線を決めるということはできないと思いますけどね、そのことだけはしっかりとした立会い、14条地図にのっとった話をやってもらいたかったなど、そういうことだけ付け加えておきます。すみません、それで。

委員長

ほかの委員の皆さま方、何かご意見等はございませんか。

( な し )

委員長

それでは、4のその他についても異常で終わらせていただきます。

継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員

会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますように、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもちまして、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

( 午後0時04分 閉会 )